

認定施設・関連施設申請のご案内

I. 認定施設について

1. 申請資格

日本乳癌学会 専門医制度規則第29条 [資格] (平成30年3月30日改訂)

1. 認定施設は原則として次の各号に定めるすべての要件を満たすことを要する。

- ① 大学病院、一般病院または乳癌を主な対象とする専門施設。
- ② カリキュラムを満たすに必要な乳癌症例の診断・治療が所定の件数以上行われていること。
- ③ 十分な指導体制がとられていること。
- ④ 当該認定施設において乳腺疾患の全般について修練が可能であること。
- ⑤ 諸施設の完備、教育行事の開催および研究発表がなされていること。
- ⑥ **手術で申請する場合は**National Clinical Database :NCD乳癌登録を施行していること。

NCD登録症例に関しては**専門領域選択 (乳腺)** まで完全に記入した前年 (平成29年1月～12月の症例) の症例のみ登録症例として認められる。

(NCD登録に際し共通部分の登録のみでは症例数として認められない)

2. 認定施設の長は次の各号に定めるすべての資格を満たす施設を関連施設として申請することができる。

- ① カリキュラムを満たすに必要な乳癌症例の診断・治療が所定の件数以上行われていること。
- ② 十分な指導体制がとられていること。
- ③ 諸施設の完備、教育行事などがされていること。
- ④ **手術で申請する場合は**National Clinical Database :NCD乳癌登録を施行していること。

NCD登録症例に関しましては**専門領域選択 (乳腺)** まで完全に記入した前年 (平成29年1月～12月の症例) の症例のみ登録症例として認められる。

(NCD登録に際し共通部分の登録のみでは症例数として認められない)

日本乳癌学会 専門医制度規則施設認定施行細則第5条 [資格]

認定施設として次の各号に定めるすべての要件を要する。

- ① 乳癌の診断・手術・化学療法または放射線治療症例数がいずれか1つの領域で年間30例以上行われていること。 (**混合は不可**)

※診断：癌確定診断のものに限る。良性・疑いの症例は不可

※化学療法：ホルモン療法・分子標的療法のみおよびその併用は不可

※放射線治療：術後照射 (乳房部分切除後の温存乳腺または領域リンパ節、胸壁への照射) と転移再発巣への照射 (局所再発、骨転移、脳転移などに対する照射)

- ② 専門医が**常勤**していること。

なお、この専門医は規則および細則によって認定された者でなければならない。

- ③ 乳腺疾患の全般について修練が可能であること。
- ④ 検査室が完備していること。
- ⑤ 病歴の記載およびその整備が完備していること。

- ⑥ 剖検が自施設または他施設で可能であること。
- ⑦ 乳腺疾患に関連する課題について教育行事（症例検討会、死因検討会など）が定期的に行われていること。
- ⑧ 研究発表が学術論文または学会で継続的に行なわれていること（申請前2年間に認定医・専門医認定審査のための業績基準による研究業績8点以上）*業績コピー1部添付

※業績は申請する年の前年と前々年のものとする。申請年のものは不可※

研究業績点数表

種類 発表順	欧文論文	和文論文	日本乳癌学会発表 国際学会発表	国内学会発表	日本乳癌学会地方会発表 乳腺関連研究会発表※	乳癌学会 座長
筆頭発表者	10	6	4	3	2	3
共同発表者	3	2	1	1	1	

尚、「日本乳癌学会認定医・専門医審査のための業績基準」に記載のないその他の学会発表及び、本邦雑誌、欧文雑誌の採択は、施設認定委員会にて有効/無効を判断する。

当学会の抄録については過去の抄録が電子抄録としてホームページに掲載済み。

- ⑨ 認定施設は関連施設の指導義務を有し、指導内容を報告する義務がある。

2. 申請書類

認定施設認定申請書類

- 1) 認定施設認定申請書（施設1）
- 2) 認定施設内容説明書（施設2）
- 3) 専門医履歴書（施設3）← 捺印漏れの多い書類のため注意すること。
- 4) 勤務証明書（施設4）
- 5) 乳腺認定医制度修練カリキュラム計画書（施設5）
- 6) 乳腺専門医制度修練カリキュラム計画書（施設6）
- 7) 乳腺専門医制度に関わる乳癌症例報告書（平成29年1月～12月の症例 30症例）（施設7）
※手術症例以外は症例記録を添付のこと※ ← 別紙添付の記載例を参照のこと。
- 8) 認定施設における乳腺疾患に関する業績目録（施設8）←8点
※業績は申請する年の前年と前々年のものとする。申請年のものは不可※
- 9) 認定施設における関連施設名（施設9）
〈注〉ただし、1人の専門医が指導する関連施設数は4施設までとする。
- 10) 認定施設における関連施設指導内容説明書（施設10）
- 11) 申請書類チェックリスト（施設11）
- 12) 受領はがき（各施設で用意すること）

II. 関連施設について

1. 申請資格

日本乳癌学会 専門医制度規則第29条 [資格]

認定施設の長は次の各号に定めるすべての資格を満たす施設を関連施設として申請することができる。

- ① カリキュラムを満たすに必要な乳癌症例の診断・治療が所定の件数以上行なわれていること。
- ② 十分な指導体制がとられていること。
- ③ 諸施設の完備、教育行事などがされていること。
- ④ **手術で申請する場合は**National Clinical Database :NCD乳癌登録を施行していること。
NCD登録症例に関しては**専門領域選択（乳腺）**まで完全に記入した前年（平成29年1月～12月の症例）の症例のみ登録症例として認められる。（NCD登録に際し共通部分の登録のみでは症例数として認められない）

日本乳癌学会 専門医制度規則施設認定施行細則第5条[資格]

関連施設として次の各号に定めるすべての要件を要する。

- ① 乳癌の診断・手術・化学療法または放射線治療症例数がいずれか1つの領域で**年間20例以上**行われていること。**（混合は不可）**
 - ※診断：癌確定診断のものに限る。良性・疑いの症例は不可
 - ※化学療法：ホルモン療法・分子標的療法のみおよびその併用は不可
 - ※放射線治療：術後照射（乳房部分切除後の温存乳腺または領域リンパ節、胸壁への照射）と転移再発巣への照射（局所再発、骨転移、脳転移などに対する照射）
- ② 認定施設の専門医が定期的に指導している。
- ③ 本学会会員が常勤していること。
- ④ 検査室、病歴の記載および整理、剖検室、教育行事などについては、原則として認定施設に準ずる。
- ⑤ 関連施設認定の申請に際し、認定施設の認定期間（2年間）と時期を違えて申請し、認定を受けた場合は、認定施設の更新時期に合わせて、あらためて、申請書の提出を行い、認定を受ける必要がある（*初回申請の認定期間は1年となる）。

参考：第31条[認定施設の審査]抜粋：施設認定委員会は申請された施設の実地調査を行うことができる。

2. 申請書類

（関連施設に専門医がいる場合でも、書類内の専門医氏名は全て認定施設の専門医氏名を記載すること）

関連施設認定申請書類

- 1) 関連施設認定申請書（関連1）
- 2) 関連施設内容説明書（関連2）
- 3) **常勤する**日本乳癌学会会員の履歴書（関連3） ← **捺印漏れの多い書類のため注意すること。**
- 4) 勤務証明書（関連4）
- 5) 乳腺専門医制度に関わる乳癌症例報告書（平成29年1月～12月の症例 **20症例**）（関連5）
※手術症例以外は症例記録を添付のこと※ ←別紙添付の記載例を参照のこと
- 6) 受領はがき（各施設で用意すること）

（注）関連施設の申請は、申請用紙（関連1）の右上に専門医のいる認定施設の施設名・院長名（ゴム印可）と公印が必要。

Ⅲ. 提出書類

1. 認定施設・関連施設共通

①正本：指定用紙

②副本：正本のコピー1部作成（各地区の地区委員会で使用。）

＜注＞副本が無い場合は審査不可能となり、書類不備扱いとする、必ずコピーを同封すること。

③受領はがき：はがきに差出人の住所・氏名を記入の上、52円切手を貼る。
各施設で用意すること。

2. 認定施設を申請する場合の必要書類

①業績目録記載の資料：1部。

研究発表に記載の論文は別刷りまたはコピー、学会発表は表紙と抄録のコピー

Ⅳ. 提出期限 平成30年8月1日より9月30日 必着

第6条抜粋：施設認定の認定を新規および更新申請する施設は、審査を受けようとする年の9月30日までに必ず到着するように、施設認定申請書を提出しなければならない。関連施設申請にあたっては、認定施設で取りまとめて申請する。関連施設から直接提出される施設認定申請書類は受け取らない。

※ 規則により 関連施設から直接提出された場合には受付を致しません。 ※

上記の件も含め申請書類の不備が増えております。認定施設は関連施設の書類もご確認いただき、不備のないようご提出の程、よろしくお願い申し上げます。

Ⅴ. 申請書類提出先 〒103-0027 東京都中央区日本橋 3-8-16 ぶよおビル3階

日本乳癌学会 施設認定委員会宛